平成２４年（フ）第１７８８号
埼玉県川口市大字東本郷1122番地　東本郷ビル301号、旧住所埼玉県川口市大字東本郷718番地の１
債務者　田村　恵子（旧姓三井）
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９１号
埼玉県久喜市菖蒲町新堀2040番地７
債務者　齊藤　敦子
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３６号
さいたま市中央区上峰３丁目７番24号　カーサ・エトワール101号、旧住所さいたま市中央区本町東７丁目９番２号　ＳＳＳ与野寮
債務者　中田　祐吾
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
新潟県長岡市川口牛ケ島400番地４　牛ケ島団地市営住宅１号棟102号室
債務者　阿部　栄二
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
愛知県安城市東別所町屋敷463番地３　桜井アパート102
債務者　谷口　佳子
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1973番地３
債務者　西山知枝子
１　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８４１号
埼玉県川口市上青木６丁目13番12号
債務者　佐藤ゆみ子
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２１号
埼玉県春日部市備後東１丁目11番４号　ノザワハイツ203号
債務者　増田　文雄
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７８１号
埼玉県坂戸市大字片柳2307番地11
債務者　吉野　孝敏
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５２４号
沖縄県中頭郡西原町字我謝202番地　スカイハイム203号
債務者　宮里　　瞳（旧姓佐久田）
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７０１号
さいたま市北区宮原町３丁目210番地１　シャルマン５―205号室
債務者　田端　拓也
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６５号
埼玉県上尾市大字原市649番地１　セゾンスピカ201
債務者　湯口美枝子（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８１号
さいたま市北区奈良町18番地３　ＮＴＣ大宮201
債務者　勇　　明彦
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９８号
さいたま市浦和区駒場１丁目18番10―101号、旧住所さいたま市浦和区常盤８丁目９番８号　斉藤ビル303号室
債務者　前田　邦夫
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０２号
埼玉県和光市南１丁目９番24号　ブライアンス・ミナミ102
債務者　濱田　　良
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０３号
埼玉県川口市上青木６丁目36番８号　グリーンフラット103号、旧住所埼玉県川口市青木４丁目21番２―1010号　リバピア川口青木
債務者　村田　　稔
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１０号
埼玉県川口市坂下町２丁目４番16号　サン・サイプレイス305号
債務者　山下　康夫
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係